

会 議 録

会議名称	平成24年度 第4回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成25年3月27日(水) 午後1時30分～午後4時
開催場所	佐倉市健康管理センター 大会議室
出席者等	委 員：橋岡委員、久野委員、萩原委員、久保委員、稲垣委員、 清宮委員、小野委員、永山委員、北澤委員、古賀委員、 野島委員、長谷委員、高木委員、斉藤委員 事 務 局：石井健康こども部長 子育て支援課 山辺課長、青木副主幹、野口副主幹 山本副主幹、長谷川主査、滋野主査、小川主査補 酒井主任主事
会議議題	(1) 報告 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所 指定管理者制度のためのガイドラインについて (2) 報告 子ども・子育て支援新制度について (3) その他
会議経過	別紙、平成24年度 第4回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 健康こども部長挨拶】

【2 議事】

●議題1 報告 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドラインについて

資料1. ガイドライン、各基準の修正内容について

資料2. 佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（案）

資料3. 佐倉市保育・施設管理基準（案）

資料4. 佐倉市児童センター・学童保育所運営基準（案）

資料5. 保護者意見の集計

●議題2 報告 子ども・子育て支援新制度について

資料6. 子ども・子育て支援新制度

●議題3 その他

【佐倉市立保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドラインについて】

（事務局説明）

資料1 ガイドライン、各基準の修正内容について、資料2 佐倉市保育園の一部民営化及び児童センター・学童保育所指定管理者制度のためのガイドライン（案）、資料3 佐倉市保育・施設管理基準（案）、資料4 佐倉市児童センター・学童保育所運営基準（案）、資料5 保護者意見の集計により説明。

（委員長）

ただいま事務局から報告がありましたことについて、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。前回と同様に委員の皆さま、全員からご意見等をお伺いしたいと思いますので、順番にお願いいたします。なお、ご意見は簡潔に、2分程度を目安にお願いいたします。

（委員）

資料１の２ページ No.3 に、地域住民に対しても説明していくとありますが、佐倉東保育園が対象園だと決まったということなので、いつ頃どんなタイミングで、地域住民のかたに説明があるのかが分かりませんでした。

資料１の１ページ No.1 ①について、園長や主任保育士の資格について、千葉県の保育所設置認可等の基準に関する指針の中では、民間の場合でも施設長となる人についての要件が書かれています。ガイドラインでは、園長や主任保育士の幹部職員は、一定の経験を有するものとしていることに疑問に思いました。

１０ページの最後のところで、修正前は千葉県の指針の規定を遵守することとなっていますが、修正後では規定に沿うよう努めることとなっているので、どういう部分が遵守できないのかが疑問に思います。

同じく１０ページの No.8 の職員名簿のところで、修正前は臨時職員は正規職員と区別がつくように記入することになっていましたが、修正後では臨時職員は正規職員と区別がつくようにするとはなっていないので、どうなのだろうと思いました。

保護者会については２ページにありますが、保護者会は義務ではないということは分かっていますが、学童保育所については５分割されて事業者もバラバラになる可能性もあるので、八千代市では八千代市学童保育連絡協議会というのがあって、いろいろなことについて、市や保護者や事業者との話し合いが定期的にあるようなので、そうした所が必要なのではないかと思いました。

この委員会で、今まで学童保育料の値上げのことなどを話し合いましたが、当事者がいないところで決まってしまっているのかなという疑問は前から思っていたので、そうした保護者の話し合いの場として、きちんとした組織が必要だと思います。

（事務局）

多方面にわたってご意見をいただきましたが、地域住民への説明については、十分に説明をしていきたいと考えております。対象園が佐倉東保育園と決定してから数か月ですが、既に地元の自治会長さんとはお話しをしております。

今後についても、地元の住民の理解を得られないと、なかなか上手く進まない事業だと思いますので、十分に配慮をして進めてまいりたいと思います。

（委員長）

今回は報告事項だということですので、全委員のかたからご意見を伺いたいと思います。では、順番にお願いします。

（委員）

古い保育園から民営化していくということで、南志津保育園も年数的には古い方だと思うので、南志津保育園を次の対象にしてあげたら良いのではないかと思います。

（委員）

かなり丁寧に作ってもらったので、担当者のご苦労があったかと思います。根郷保育園が民営化対象園から外れたということで、根郷保育園は地域がら、公立としての役割が大きいと思うので、残したことは妥当だと思いますが、その経緯が分からなかったなので、ご説明いただければと思います。

そうすると、結果的に民営化は2園になるということなので、大きな目的のひとつである正規職員の集約を図り、それによって公立保育園の役割を果たしていくという目的が、薄らいでしまうのではないかなと思うのですが、その辺についてどう考えていくのかが気になりました。公立保育園の役割ということについては、自分も考えましたが、民営化後の公立保育園の役割の大きさについては、かなり認識が深まったと思いますので、今後の人員や採用はどうするのかなど、簡単には決められないということは聞いていますが、2園になったということで、今後どうしていくのかが見えませんでしたので、その点について疑問に思いました。

民営化した保育園については、保育士経験を6年以上有する者が保育士全体の3分の1以上を占めるということが、ガイドラインでは義務付けのように書かれていますが、公立においては、この点をクリアした上で説明があったのかが気になった点です。

今後、民営化や指定管理者制度を導入していく上で、地域住民や自治会、保護者が自主的に意見を言える場を、きちんと担保してもらいたいと思います。

（委員）

特にありませんが、運営してみないと分からない部分もあるかと思いますが、見直しを適宜してもらえればと思います。

（委員）

地域で子育て、地域が参加してどうするかといった考え方に基づく

と、もう少し違ってくるのではないかと思います。

社会性・人間性を持った子どもが育ちえないということが、いろいろな状況の中で見えてきているので、地域や家庭を含めて改善していくことが必要ではないかと思います。

親が働く状況になってきたので、保育園に希望する人は、全員受け入れないといけないと思います。そういうことについての見通しが見えてきません。東京・埼玉の方で、認可保育園に入れないということで、集団での異議申し立てをしています。佐倉市でもそういったケースが出てくるかもしれません。

ただ、子どもを預かるだけではなく、子どもに社会性・人間性を植え付けることや、子どもに社会性を持たせるには、子ども同士で遊ばせることが一番なので、システム的な対応が必要ではないかと思います。なぜかと言うと、去年の後半から近未来というものが見えてきています。今後の50年、100年後を見た時に、今が一番豊かな時代です。人材もあります。団塊世代の人をもっと活用して、子育てをするということをやらなくてはいけないと思います。

茨城県の神栖市は、保育料を免除するということをしています。地域の存続を盛り込まなくてはいけないです。

そして、貧困の連鎖が始まります。国内の雇用は減っていきます。人材を育てることをしないといけません。制度だけを詰めても、これからどんどん人口が減っていくので、地域で子どもを育てるという概念がないと十分ではないと思います。

（委員長）

子どもを中心にとすることは、とても大切なことです。

（委員）

学童保育の関係で、ワーキンググループの会議に何度か参加させていただきました。当事者の生の声を聞いたことによって、我々が見逃してしまうようなことを、本当の気持ちを感じることができましたので、このガイドラインの中には、それが反映されていると思います。

やはり常日頃から、保護者の声を吸い上げられるように、職員や指導員ともども、日頃の保育の中で保護者とコミュニケーションを取って、そこでの声を吸い上げられるようにしていきたいと思います。

また、保護者会というような組織的なものではありませんが、集まって意見交換ができるような場を、非定期にできればと考えております。保護者の声、子どもたちの声を聞きながら、取り組んでいきたいと思います。

（委員）

大人の都合や便利さゆえに利便性を追求するのではなく、子どもの目線でやっていただければと思います。子どもたちにとって何が大事なのかということ、子ども目線で考えながらやっていただければありがたいなと思います。これからの時代を担っていく子どもたちですから、そういう意味では私たち大人が、子どもに代わって環境を整えてあげなければいけないと痛切に感じます。

例えば、保育園での塩素消毒がすごいと感じています。大人は手袋をして消毒しているのに、0歳児などはその消毒したおもちゃを舐めてしまっています。O157の対策で、そうなっているのだと思いますが、細かい所なのですが、ひとつひとつ丁寧に考えてやっていかないといけないと思います。佐倉市の子どもたちが、健やかに成長できるように、丁寧にやっていただければと思います。

（委員）

先日、根郷保育園の卒園式に出席しましたが、とても感動しました。やはり、保育園は必要なんだ、大事なんだと改めて感じました。

一部とはいえ、民営化になることによって、今までと変わってはいけないと思います。その後の対応を、しっかりやっていただきたいと思います。

（委員）

このガイドラインは、とてもしっかり作られていると思いました。

資料2の4ページで、民営化の目的を達成させ、質の高い安定した保育を提供できる事業者とありますので、とても大切なことだと思っています。

一例ありまして、3人目を出産して、上の二人の子どもを保育園に預けていて、下の子は保育園の空きが無かったということで、別の所に通うことになったそうです。そこでは6万円の費用がかかるということで、何のために働いているのかと苦慮されていたので、その辺が少し気になりました。

（委員）

保育園については、意見が取り入れられて改善されたところもありました。他の委員からも質問がありましたが、保護者への説明はいつ頃されるのか伺いたいです。

そして、根郷保育園が民営化対象園から外れた経緯を、簡単にご説明していただければと思います。公立保育園が増えたことは、喜ばしいことなのですが、経緯を伺えればと思います。

指定管理者に対して、市の関わり方が不明確な気がしています。先ほど説明のありました資料５の職員研修についてですが、市主催の研修を継続するとなっています。市の考え方のところ、「指定管理者にも必要な訓練、教育、研修を計画的に実施することを業務基準書に明記します。」となっていますが、指導員には義務とはしていないと書かれています。義務とはしないということは、自主参加で研修の参加は、保障がされないのか非常に曖昧です。市主催の研修を続けるということなのか、その点を確認したいと思います。

運営に市がどこまで関われるのかについて、株式会社が参入する可能性がありますので、収益を上げるためにオプション企画をした時に、市は上乗せ料金を認めるとなっています。その場合は、市と協議があるのでしょうか。地域による格差や親の経済力によって、オプションで料金が発生した場合に、企画に参加できる子と参加できない子が生じてしまうという経済格差の問題があると思います。

それから教育委員会との連携ですが、なかなかこれが難しいようで、校長先生によって対応に差があったようです。例えば、体育館の使用やグラウンドの使用についても、だいぶ是正されてきたと思いますが、学校との調整や連携も事業者任せなのかどうか、今後の市と指定管理者との関わり方について、はっきりその辺を伺いたいと思います。

（委員）

ガイドラインを見させていただいて、かなりきめ細かに資料が作られていると思いました。

資料１の８ページの No.4 のアレルギーの誤食対応についてですが、ただし書きの部分で、「抗けいれん薬及び食物アレルギー誤食対応薬については預かりをし、必要時保護者と連絡を取った上で与薬を行う」とありますが、保護者との連絡が取れなかった場合の明記は無くてもよかったのかなと思いました。エピペンなどがありますので、間に合わない時はどうしたものなのかと思いました。

それから民間に移行するにあたって、公立でしたら連絡がスムーズにできていたところ、指定管理者と行政との連絡というところで、例えば、食中毒が発生した時に１０名以上で届出ということが書いてありましたが、１０名以上になるまで届出をしなくても大丈夫なのかなと思いました。

これから民間の力を借りながら、行政だけでは対応できないようなことが出てきますので、私たちが、そして地域で国を上げて国中で、子どもが健やかに育っていく体制づくりを、時代と共にどんどん変わっていくであろうと思いますので、このガイドラインはできましたけ

れども、民間に移管後も経緯を見守りながら、どんどん修正をしていくべきであろうと感じました。

（委員）

保育の質と子どもたちの安全を守る上で、子どもの視点でということが重要だと思います。子どもから見て、公立か民間かという差は無いと思います。正規職員か臨時職員かで差も無いと思います。

その中で、どのようにして質を守るか、質を一定基準にしていけるかは、制度や体制をきちんと決めていくことが大切だと思います。

将来、保育を受ける現在の子どもたちに、更に借金を背負わせるような制度にしてはいけないということを、頭の隅にきちんと置きながら、制度設計をしていかななくてはならないという思いがあります。

（委員長）

委員の皆さまから意見を伺いましたので、事務局の方より何かありますか。

（事務局）

ご意見の中にいくつかご質問がございましたので、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

まず、根郷保育園を民営化対象園から除く理由は、当初の基本方針の中でもありましたように、民営化対象園は各福祉圏域に最低1つは公立保育園を残すとしております。民営化を3園にするとはしておりません。根郷地区には、根郷保育園と馬渡保育園とがあります。その中で、ご存知の様に馬渡保育園は、昨年に新しく建て替えをしておりますので、民営化の対象からは除くこととなります。そうしますと、地図の位置的なこと、地図上のバランスのことを考えますと、根郷保育園は残すべきだろうということで、民営化対象園から除いた最大の理由です。

次に、民営化対象園が2園になったから、職員を集約するという目的にはならないのではというご質問については、当初から3園を民営化するとはしておりませんので、結果として2園が民営化となった場合は、残る6園の保育園に職員が移っていくということで、比率を高めていくという考えであります。

研修については、ガイドランのワーキンググループでも活発に議論した部分でもあります。今でも、いろいろな機会に研修の情報等を伝えておりますが、市主催の研修は当然ながら継続していき、それに加えていろいろな研修に積極的に、学童関係が指定管理者になった後でも、今以上に研修の機会を確保して、積極的に参加してもらうという

ことをガイドラインにも示しますし、指定管理の基準書の中でも書き込んでいきます。文言として義務付けということは、極力避けたいと思っております。柔軟性の問題もありますし、民営化後、指定管理者制度導入後に、仮に研修に積極的ではないということであれば、私どもの方でガイドラインに沿って指導をして、またそれによって評価をいたしますので、自主的に活発に研修に参加していただきたいと思いますと考えております。

学校との連携についても、先ほど説明した通りですが、今以上に強化していくという方針であります。

エピペンのアレルギーの関係は、担当の職員よりご説明させていただきます。

（事務局）

エピペンの使用については、保護者と園の方で、預かる時点で保護者としっかり話し合いをさせていただきます。誤食の場合に、どのように対応していくかと言ったことも、しっかり話をさせていただいて、命に関わることなので、一刻も早い対応が必要となることもありますので、事前の打ち合わせで対応していくということで進めております。

（委員）

今、お答えいただきましたが、研修の役割は今後も市が担うということでしょうか。

（事務局）

先ほどお答えしましたように、市の主催の研修は、指定管理になっても市が継続していきますので、それには基本的には参加していただき、それ以外にも民間でやっている研修もありますので、積極的に参加していただくということです。

（委員）

事業者がオプション企画をした場合に、市はどのように関わるのかをお伺いします。

（事務局）

基本的には、オプションの内容によると思いますので、例えば 1泊でキャンプに行くなど負担の多いものを想定されていらっしゃるのかと思いますが、保護者に負担がかかるものに関しては、事業の中で頻繁に計画されているようであれば、市と協議をしてもらうよう

になると思います。

私どもとしては、基本的にはいろいろな事業を多彩に組み込んでいただくということは、非常に良いことだと思っておりますので、オプション企画について、全て市と協議しなくてはいけないということになりますと、柔軟性に欠けることになりますので、利用者側に経済力によって格差が出るようなことはいけませんので、影響が出ない範囲であれば、ひとつひとつ協議する必要はないと考えています。

（委員）

子どもの人権をとということが書かれてありますが、子どものための保育にしても学童にしても基本になる訳なので、そこに立脚した施策になっていくように見直しも行われることになるとと思いますが、平成26年度より学童保育所の運営体制が変わるということで、「利用者の皆さまへ」という利用者に配られたものがありますが、その中に指定管理者制度はという説明がありまして、ここには「より効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理運営に民間の能力を活用するものです。」という説明があります。ここと子どもの最善の利益との折り合いが、大変難しい場面が出てくるかも知れません。その時に、子どもの最善の利益と子どもの人権とを尊重した見直しをお願いしたいと思います。

（委員）

今、子どもの最善の利益というお話がありましたが、私が2年前にこの委員会の委員になった時に、21時までの延長保育はどうかということ話を話し合いました。その時は、まだファミリーサポートセンターも無かったので、個々のニーズに対しては保育園の方で対応して欲しいということで、子どもを21時まで保育園で預かるのは、公の場が個々のニーズに合わせるのは、おかしいのではないかということをお願いしたのですが、ガイドラインの中でも多様なニーズに合わせてということが、何か所も書かれているのが気になります。オプション企画についてもそうですが、子どもにとってそうすることがどうなのかとか、親のニーズによって、先ほど委員からも利便性だけを追求するのではなくてという意見もありましたので、子どもにとってどうなのかということを中心に考えて、民間になった後も指定管理になった後も、きちんと市としての方針を持って対応していただきたいと思います。

（委員長）

子どもの最善の利益ということで、進めていただけたと思います。

それでは議題１については、報告事項ということなので次の議題に移りたいと思います。

続きまして議題２「子ども・子育て支援新制度」について、事務局から説明をお願いいたします。

【子ども・子育て支援新制度について】

（事務局）

資料６ 子ども・子育て支援新制度により説明。

（委員長）

まだまだ、これからだということですが、佐倉市においては、できるだけこの委員会を延長してやっていこうということのようですので、まだまだ皆さまの力を、しばらくはお借りするのではないかと思います。

（副委員長）

この子ども・子育て支援新制度ですが、なぜ進まないのかと言うと、政権が変わって、新制度は民主党政権下で主に骨組みが作られていたということがあります。

今、結婚の形が非常に脆弱になっていて、離婚率が上がっています。それにも関わらず養育費の保障が十分ではなく、離婚した男性が養育費を支払う率が、日本は非常に低いです。シングルマザーが、経済的に非常にひっ迫した状態で子育てをしていて、実は日本はとても過酷な国です。そうすると、ある程度は個別対応をしていかなければいけません。ユーザーがどんどん増えてしまうと、制度をどんなに整備しても追い付いて行かないということで、この制度のコンセプトは、未然に防ごうということです。子育て困難が起きないような子育ての支援をしましょう。ですから、この制度の中で本当に実現できるのかどうかは分かりませんが、乳児家庭全戸訪問制度というものが整備されています。赤ちゃんが生まれたら全ての家庭を訪問して、困難が生じる前にサポートに繋げようということです。ただ、閉じている子育て家庭が、たとえば保健師さんが来てくれたとしても、こういうことに困っているという相談に繋がるかどうかは、非常に難しいかなというところがあるかと思います。

この委員会でも、ぜひお願いをしたいところではあるのですが、この委員会では、基本的には両親がそろっているご家庭で子育てをしている状況に関することが多いのですが、ひとり親のご家庭や虐待によ

って、既に子どもが子育て困難の犠牲になった後どうなっているかということについても、皆さんに関心を寄せていただけたらと思います。千葉県は、相変わらず緊急事態宣言から脱却しておりません。児童相談所には、まだまだ子どもたちがたくさん居る状況です。そうなる前に、虐待は起きてからでは遅いです。よく勘違いされがちですが、ネグレクトという言葉の理解が、育児放棄とされてしまっていることで、子どもたちがたくさん犠牲になってしまっているところがあります。放棄ではなく、不適切な養育をしてしまうとネグレクトです。それは長期化すると、後に子どもが成長した時に心の負担、或いは生活のスキルが十分身につかないということで、二次的な虐待、要するに不適切な子育ての伝承を招いてしまいます。そういった意味で、虐待は起きてからでは遅いので、虐待が起きない地域、みんなで子どもたちを守れる地域にしていくということが急務です。この子ども・子育て支援新制度は、そこにアプローチをしかけようとしています。

ただし、政権が変わって、子ども達の為に想定されていた予算が、どうもなし崩しに別の所に移っているような気がします。地方分権の時代ですので、佐倉市としては国がどうこうではなく、国に先行して、佐倉市として子どもたちをどう守り育てるのかということを考える自力を、ぜひ皆さんに培っていただきたいと思います。ここには、行政のかたも議会の代表者もいらっしゃいます。住民の代表、子どもたちに関わるサービスの担い手のかたもいらっしゃいます。そして、関心の高い市民のかたも傍聴してくださっています。皆さんの力を合わせて、この新しい制度が絵に描いた餅にならないように、それぞれのお立場から子どもたち主体で、この会議もメンバーを見ても子どもはいません。児童福祉の主体は子どもです。今、子どもの権利条約で、子どもの意見表明権が認められていますが、どこにもそれを吸い上げてくれる所がありません。ぜひ、佐倉市として地方分権の時代なので、佐倉市行政として、それをどう実現されるのかを今後ご検討していただければ幸いです。

（委員長）

そろそろ時間ではありますが、新制度についてご意見等がありますか。

（委員）

この委員会のことについてなんですが、この子育て支援推進委員会が、子ども・子育て会議の役割を担っていくという話がありましたが、とてもこの委員会で話せるようなことではないと思います。当時者がいませので、1年を振り返ってみても話し合ったことは、学童保育

料の利用料のことで、次世代育成支援行動計画にも全然ふれていません。メンバーの選定も含めて、この委員会では無理ではないかと思います。

（事務局）

この子ども・子育て会議を、どのように機能させていくのかということについては、地方分権の中で自治体が考えてくださいということ国も言っています。資料の中にもありますが、雛形を示す予定はないかという質問についても、そのような予定は無いとのこと。

佐倉市の場合は子育て支援推進委員会が、子育ての支援の推進に必要な事項を調査し、審議するという位置付けで設置されておりますので、この子育て支援推進委員会があるのに、新たに会議を設置して事業展開を行っていくということは、混乱する部分も出てくるかと思っておりますので、新制度についての議論は、新たに子ども・子育て会議を設置するのではなく、この既存の審議会を活用させていただいて、議論を進めていきたいと考えております。来年度に任期の関係がありますので、新たな委員会として整備を進めさせていただければと思います。また、委員会の構成については、どういうお立場のかたが良いのかという点についても、この委員会で議論できればと考えております。

（委員）

子ども・子育て支援新制度は、全く新しい制度だと思います。日本の子育てが、大変に過酷な状況にあるということに應える制度とはなっていません。子どもの立場に立ち、子どもの人権なのということではなく、選択の幅は広がりますが、介護保険のように認定制度になりますので、子どもにとってより良い内容になるという保証が全くありません。

また、給付型というのは、今求められているのは基盤整備だと思いますので、給付型というのは非常に問題があるかと思えます。

資料の中に、地域の需要を調査・把握するとありますが、これはいつ頃どのように実施すると考えているのか伺います。

（事務局）

ニーズ調査につきましては、国の方から指針を示すと言われております。まだ、現時点では示されておられませんので、国の動向を踏まえた上で、早急に取り組んでいくというように考えております。

（委員）

この 1 年会議に参加させていただいて、私は専門家ではないので分からないことも多かったのですが、会議をやっていて思うことが、自分を含めて認識がすごくバラバラだと思います。自分が分かっている範囲で話してしまうので、例えば子どもの目線が、どういうことかというのも考えていることが違うと思いますし、お互いに立場も考え方も違うので、そういうことをフリーに話して、こういうことを考えているのだということが分かれば信頼できると思います。審議ということで話していても、腑に落ちない時があるので、難しいとは思いますが、そういう機会が一度でも二度でもあったらと思います。

（委員）

何回も申し上げていますが、細かい制度を論ずるよりも方針を論じた方が良いので、子ども・子育て会議に、ある程度軸足を移すということは賛成です。

自分は 15 年位、子どもの自然の中の遊びということをやっておりまして、子ども会議を設けるべきで、子どもの声を自治体に反映させるべきだと思います。国の指針を待たないで、地方分権制度が確立されたので、佐倉市方式を作る努力をしたら良いのではと思います。

それは、この場の委員だけでは十分ではなく、実際は子育て中の親や、子どもがどこまで発言できるのかということもありますが、子どもも参加するようなそういう形で、この会議の拡大会議みたいなことが出来ると非常に良いと思います。市民のかたがいつも発言できませんが、傍聴者のかたも発言できるような佐倉方式をやりたいと思います。

（委員長）

この子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年に消費税が上がるので、その時を機会に、消費税が上がった分を子どもに充てると国は言っています。大いに期待したいと思います。

子どもを中心ということで、私は毎日子どもと一緒にいるのですが、地域に子どもたちが少なくなったということで、縦割り保育を実施しています。5 歳児が、4 歳・3 歳児のお手本となっていて、日頃の生活の中で何となく引き継いでいっているのがよくわかります。

例えば、食事の後に綺麗にしようということで、お掃除をするということを積極的に 5 歳児がやっていると、5 歳児が卒業した後は 4 歳児だった子が、昨年にお兄ちゃんお姉ちゃんがやっているのを見ていたので、何も言わなくても引き継いでやってくれています。

先ほど消毒のお話がありましたが、私の園ではアルカリ水と酸性水

を園で作っていて、酸性水で消毒をするので、子どもが舐めても大丈夫です。

子どもにとって何が良いかということを考える時間が、たくさん有ると良いと思います。新制度は幼稚園だから保育園だからということではなく、子どもにとって一番良いことは何かということで、最初は全部認定こども園になるということでしたが、いろいろな所から反対の声があったりして、幼稚園として残る所も認めるということになりましたが、本当はこども園になって行ったらということが国の方で理想がある訳です。

それを地方では、どのように受けていくかということで、既存の委員会が変わっていきながら、子どもについて話し合っていく自治体が、とても多いように聞いています。皆さんの力で、また佐倉市の子どもたちをということで、盛り上げていただきながら、より良い方法がないかということと一緒に話し合っていけたらと思います。

（委員）

子ども・子育て支援新制度の会議ですが、既存の委員会に移行することですので、一刻も早く着手して欲しいと思います。

今の認定こども園のお話がありましたが、認定こども園の一番良いところは、保育園と幼稚園が内容を一本化することによって、子どもたちが同じような環境で育っていくというところが、素晴らしいのではないかと考えています。

そして、認可・指導監督の一本化は素晴らしいと思います。これで今までの縦割り行政が、かなり改善されるのではないかと考えています。

そして、ひとり親家庭のバックアップや虐待防止について、法制度の抜本的な改革と言いますか、我々の子育ての仕方や税金の振り分けなど、様々な所で法制度を整備していかないと、国を上げて社会全体が意識を変えて、取り組んでいかないと難しいと思います。我々もできるところから、一刻も早く着手していただきたいと思います。

（副委員長）

皆さんが、子どもたちのことに関心を持ってくださるのは本当にありがたいです。なぜなら、研究者の中でも高齢者の領域では研究費が付きまですし、いろいろな事業があります。ですが、子どもの領域は付きません。

ですから、こうして皆さんが関心を持ってくださるのは大変ありがたいのですが、ただし子どもの領域の中で、様々なかたが様々な立場で参加してくださるのはとても良いのですが、思い込みと情報不足もまた大きいです。高齢者ほど一般のかたたちに、子どもたちに関する

制度・施策の情報提供が十分にされていません。

ですから、ご指摘のあるように、実は新制度は従来の制度の手直しばかりで、上手くいかなかった部分を、ちょっとずつ手直しをしています。早急に取りかかっていただくのは良いですが、もう少しひとつひとつのことを議論する時には、前提条件を一致させるということです。決して議論を制約するものではありませんが、適切に焦点化する時には、お互いの理解をある程度、平たくしておかないと建設的な意見は出てこないと思います。これまで時々、越権行為だと思いながらも議論に介入してしまったのは、どこか議論が本質からずれてしまった時などに、強く口を挟ませていただいたことがあったかと思います。

今、保育園や幼稚園は、非常に過重負担が求められています。保育士さんのカリキュラムがどんどん変わって、我々ソーシャルワーカーがやっていた相談を担わなくてはいけなくなって、今は保育相談支援という科目が新しくでています。実は、そのカリキュラム制度も十分できていないのに、保育園に子育てに課題を持ったお子さんがとても増えています。いろいろな育ち難さを抱えたお子さんがいて、保育園でお子さんを育むことでさえ保育士さんたちは精一杯なのに、地域のご家庭で困難を感じている人までも支援してください。広場を作りましょう。でも、その場所もなかなかありません。お金もかかります。その利用料も無料にしまって良いかということ、今度は利用者のかたのモラルの問題があって、提供した側にいろいろな迷惑をかけてしまっています。

ですから、ひとつひとつテーマを絞って情報提供をして、前提条件を整えて議論をしていかないと、せっかく時間をかけて議論をしても、建設的な意見に結びついていかないということは、とても残念なことです。今後、こういうことを進めていかれる時には、もう少し事前に、各委員に議論の素材となる情報提供をしたり、ここに焦点を絞ってこういう意見をくださいといったような、これは司会進行の課題、事務局からのプレゼンテーションの課題かと思いますが、これだけ皆さんが、熱心にそれぞれの時間を割いて来てくださっていますので、ぜひそれが出来るような事前の準備ということをやっていただければと思います。

（委員長）

国の方でも、やっと子ども・子育て会議のメンバーが、決まったということを聞いています。やはり、その中には子どものことをよく知っている人に入ってもらおうということのようですので、佐倉市版でも皆さんの力をお借りしながら、佐倉市の子どもたちについてという

ことで、引き続きお力をお借しいただきたいと思います。

それでは、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。

（事務局）

訂正をさせていただきます。保育園での消毒についてですが、塩素の消毒のお話がありました。それにつきまして、保育園では日光消毒や水洗いなどの方法を基本としております。場合によっては、アルコールでの消毒ということもありますが、アレルギー等のこともありますので、注意しながらとういうことでやらせていただいております。

塩素については、ノロウイルスの流行期等につきましては、嘔吐等の処理は、必ずそういったことを基本として、させていただいております。

（委員）

その他のところで、次世代育成支援行動計画についてですが、これからこの委員会でやっていくことは、子ども・子育て支援新制度の議論もありますが、行動計画の進捗状況の確認や評価などをやっていくのだと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

（事務局）

次世代育成支援行動計画の進捗管理についても、今までと同様に併せてやっていただく予定で考えております。

この次世代育成支援対策推進法につきましては、平成26年度までの時限立法で執行するということになっているかと思いますが、後期計画についても平成26年度までありますので、まず来年度の委員会の中では、そちらについても進捗の報告をさせていただいて、ご議論をしていただきたいと思いますと考えております。

そして、子ども・子育て会議になった後も、その点についても議論が出来る形で、枠組みを作っていきたいと考えております。

（委員）

その評価についてですが、非常に範囲が広くて、交通問題から項目が数多くあります。そのやり方についてですが、評価方式というのは、例えば表にして、この項目はどこまで進んだのか、委員が状況をよく把握できるような資料提供をお願いしたいと思います。

（委員長）

要望ということでよろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、終了させていただきます。長時間にわ

たりありがとうございました。

閉会

以上